

令和2年度

学童クラブ

入所のしおり



飯一市どろんどろんクラブ 飯一市あまごらクラブ

飯一市にじいろクラブ

双柳たけの子クラブ 双柳まのこクラブ

原市場かたくりクラブ

原市場かたくりクラブ第2

一般社団法人 飯能市学童クラブの会

一般社団法人飯能市学童クラブの会の学童クラブ

飯一小どろんこクラブ	中山・八幡町・柳町・原町
飯能市山手町 13-8	TEL 042-974-2939
doronko-138@tbz.t-com.ne.jp	携帯 080-9045-3790

飯一小あおぞらクラブ	仲町・飯能・稲荷町・南町・久下
飯能市山手町 13-14	TEL 042-971-4137
aozora4137@ap.wakwak.com	携帯 080-9045-3791

飯一小にじいろクラブ	山手町・本町・永田・永田台・大河原
飯能市山手町 13-8	TEL 042-978-8300
nijiirro_c0717@ybb.ne.jp	携帯 080-9045-3787

双柳たけの子クラブ	なみかみ・浅間上・浅間つばさ・新光
飯能市双柳 1194	TEL 042-973-6689
takenoko1194@tbz.t-com.ne.jp	携帯 080-9045-3792

双柳きのこクラブ	はばたき・はりきり・なかよし
飯能市双柳 1194	TEL 042-980-7713
kinoko.3788@wind.ocn.ne.jp	携帯 080-9045-3788

原市場かたくりクラブ	原市場・中藤
飯能市下赤工 519-1	TEL 042-977-2411
katakuri.club@gmail.com	携帯 080-9045-3793

原市場かたくりクラブ第2	唐竹・赤沢・上赤工・下赤工
飯能市下赤工 442-2 原市場小学校内	TEL (未定)
(未定)	携帯 (未定)

クラブの会事務局	
飯能市双柳 353-172	TEL 042-972-8490
Hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp	携帯 なし

「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」

ってどんなところ？

一般社団法人飯能市学童クラブの会
代表理事 岩淵 昌司

就学児童が放課後や長期休暇の時、保護者が安心して就労、介護、病気治療等継続して出来るよう、1980年飯能市に最初の学童保育（公設民営）が開所しました。その後順次学童が増える中、安定した運営と保護者による会計の負担を軽減する為、統一運営組織「飯能市学童クラブの会」が2004年に発足しました。

2019年4月より法人化し、「一般社団法人飯能市学童クラブの会」となりましたが、以前からの方針や方向性は変えずに、子どもたちのことを一番に考え、寄り添って保育にあたっています。また、保護者の皆様方との信頼関係を大切に、学童が第2の家庭と提供いただけるような環境作りに努めております。

現在、飯一小どろんこクラブ、飯一小あおぞらクラブ、飯一小にじいろクラブ、双柳たけの子クラブ、双柳きのこクラブ、原市場かたくりクラブの6学童で、連携・協力して運営しています。統一運営をするにあたって、専従の事務職員を雇用していますので、保護者の皆様方の会計業務の負担はありません。また、運営に係わる会議も理事会で協議する為、保護者の皆様方の運営会議に対する負担もありません。保育料に関しても、飯能市が

理想とする「おやつ代抜きで1万円」を当会では下回っております。他にも、1人親家庭や兄弟で通う児童を対象に減額措置を行っています。現場を預かる職員は、研修に積極的に参加してスキルアップに努めています。

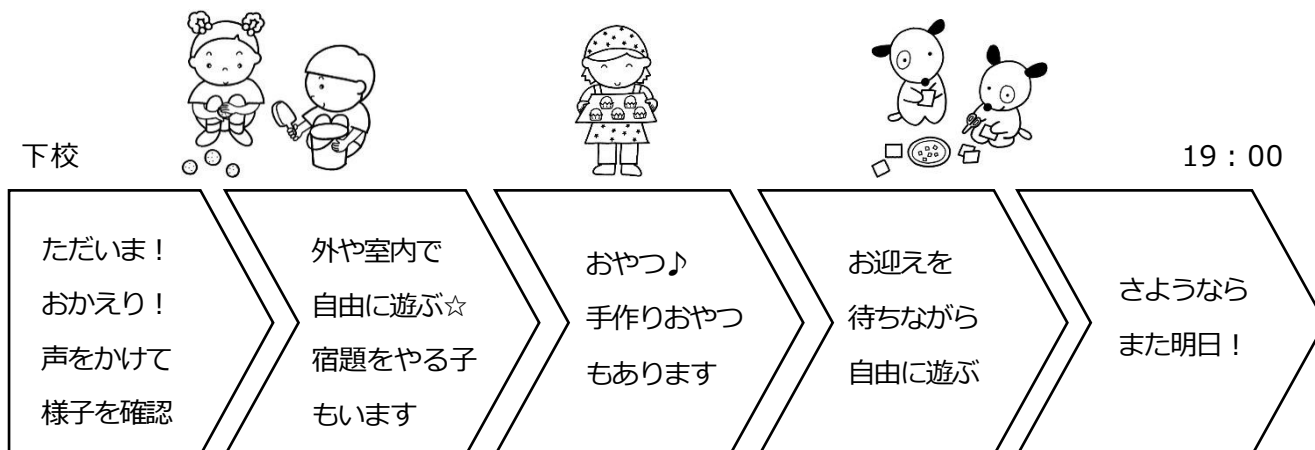
学童フェスタはご存知ですか！？

統一運営の共同活動と交流を兼ねて、市主催のウインターフェスタ（12月丸広にて）に参加しています。保護者と職員と共に子どもたちもお手伝いとして参加し、楽しい時間を過ごしています。各学童クラブにおいても様々な保護者会行事が行われています。最初はためらうかもしれませんが、保護者同士の交流や、わが子の成長を感じる良い機会ですので、お時間があれば参加してみてください。また、学期ごとに保護者会がありますので、そちらにも出席してみてください。過去には、保護者の皆様の協力のもと、保育時間の拡大や大規模学童の分割などが行われてきました。子どもたちの生活をより良くする為、保護者の皆様のニーズや負担を減らす為には、一人ひとりの力が必要になります。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

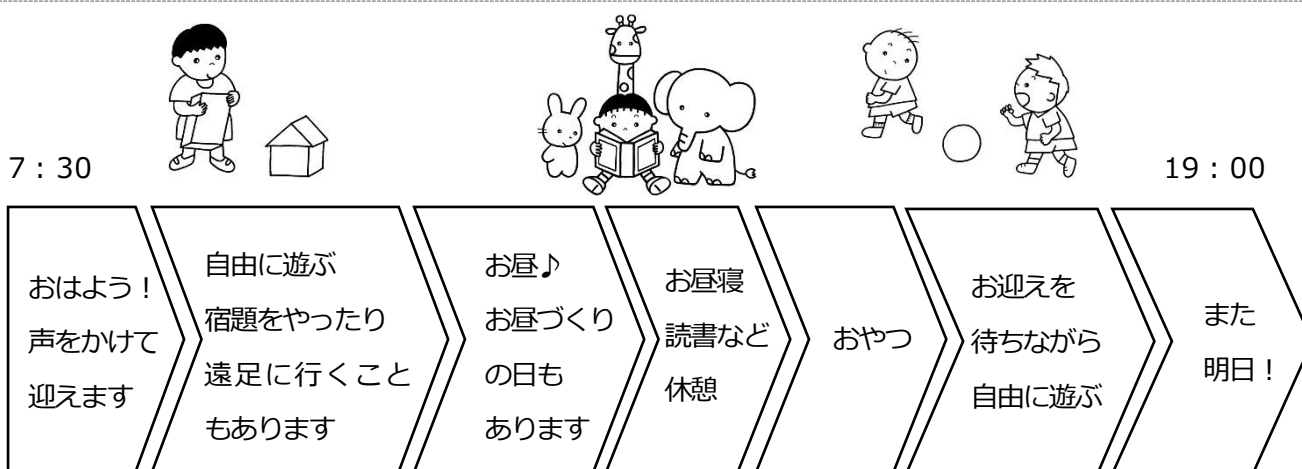
最後に、皆様方のご意見や要望を受ける窓口を、事務局と各学童に設けていますので、必要の際はご利用ください。

学童クラブでの生活

学校がある放課後



学校休業日・・・毎週土曜日・夏休み・冬休み・春休み・県民の日・開校記念日など



CHECK!

学童クラブと遊び

学童クラブは児童福祉法で定められた事業、「放課後児童健全育成事業」を行います。放課後児童健全育成事業は現在、条例で定める「設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき運営されています。

その運営指針の中で、事業の目的として、「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」とされており、遊びは子どもにとって不可欠なものとして位置づけられています。

遊びは、子どもにとって最も自主的な活動です。子どもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他の子どもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたり、とあらゆる工夫をします。児童期の子どもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、子どもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮されるのです。ですから、学童クラブでは生活の中心に「遊び」があるのです。支援員は子どもが主体的に遊びに取り組めるように日々関わっています。

これから始まる学童生活

学童保育は、昼間働いている保護者が安心して働きたい、子どもに安心して安全な放課後を過ごしてほしいという思いから生まれました。

初めて登所してくる子は場所にも人にも慣れていない状態です。まずは学童の生活のルールを話したりしますが、それ以上に子どもたちが緊張しないで生活ができるように支援員は心がけます。

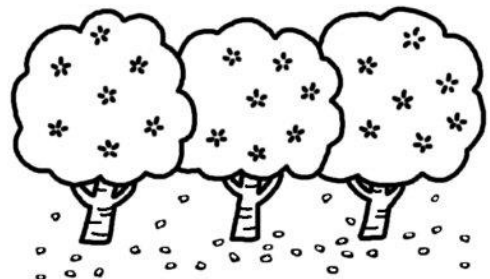
それでも学校と学童の新生活が同時に始まり不安を抱えることがあると思います。

その際はぜひ支援員にご相談ください。

支援員は今後 6 年間保護者を支え一緒に子育てを考えていく仲間になります。学校の事、子育ての事なんでも気軽に伝えていただければ一緒に考えていきます。

学童は「第 2 の家庭」と表現することがあります。1 年生から 6 年生まで通う学童では異年齢の子どもたちの関係も生まれます。1 年生にとって上級生は憧れの存在にもなりますが、少し怖い存在になる時もあります。上級生にとっても、どのように接していいか、何をしたいのかわからない所からのスタートになります。お互いに探りながらの関係作りにはトラブルになる時もあります。その時は支援員が間に入り関係性を築くよう対応します。保護者の方は子どもの行動やトラブルはとても気にかかることと思いますが、子どもたちの様子、トラブルの対応などはお迎え時やお便り、保護者会などでお伝えします。

学童保育は働きながら子育てをする保護者の集まりです。年に数回行われる保護者会で先輩保護者と子育ての悩みを語り合ったり、子どもたちとの行事を作り上げたり、保護者にとっても学童生活が充実するような学童でありたいと思っています。



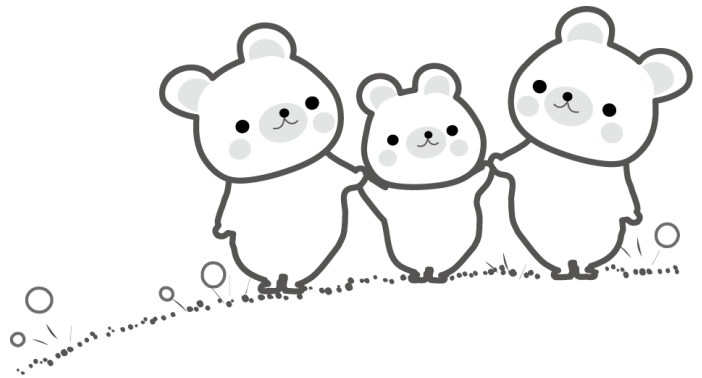
保護者会・・・働きながら子育てをする仲間

保護者会は、子どもが安全で豊かな学童の生活を過ごすために保護者が集う場所です。近年保護者会のない学童もありますが、クラブの会では年数回・夜に保護者会を行っています。

日々、お迎えの時やおたよりで子どもの様子を知ることができますが、年に数回行われる保護者会では、より広く子どもの様子や生活を知ることができますし、保護者同士の関わりをつくることができます。学童の保護者は「仕事をしながら子育てをする仲間」です。保護者会で子育ての悩みや喜びを語り合いましょう。

また、保護者会では子どもたちの過ごす施設、環境の改善に向けて話し合ったり、子どもたちが喜ぶ行事を企画したりします。子どもたちが安全に、そして安心して過ごせるように環境の改善に向けて、一人ひとりの声を束にして市へ働きかけることもあります。我が子が毎日過ごす学童がより良くなるようにするためには、学童保育のことを知る・考えることが大切です。

「子どもたちのために、何ができるか？何が必要か？」保護者の皆さんも、子どもたちと共に楽しみながら、力を合わせて考えていきましょう。



入所にあたって

開所時間 ……指導員勤務時間

通常時	一日保育時
午前 10 時 30 分 ～ 午後 7 時	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時

保育時間

通常保育	特別保育
月曜日 ～ 金曜日	毎週土曜日・春・夏・冬休み 県民の日(11月14日)・開校記念日 学校行事による振替休業日など
下校時 ～ 午後 7 時	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時

休所日

日曜日・祝日・8月15日・年末年始(12月29日～1月3日)

入所手続き

- ◆入所に際し必要な書類(後掲)を記入し提出してください。締め切りは2月22日です。
その後も随時受付をいたします。
- ◆新しく入所する子どもの受け入れは原則として4月1日からとなります。
3月末日までは保育園・幼稚園をご利用ください。
- ◆障がいのある子、特別な配慮が必要な子は、入所前に各学童クラブの指導員にご相談ください。
- ◆保育中のケガや事故等に備え、学童保育事業保険(傷害・賠償責任)に加入します。

保育料・入所金

		入所金				10,000 円
区分	学年	金額（月額）				
		共働き	一人親	兄弟上	一人親兄弟上	
保育料	1～3 年	11,000 円	7,500 円	7,000 円	4,000 円	
	4 年	7,500 円	6,500 円	6,500 円	4,000 円	
	5 年	7,000 円	6,000 円	6,000 円	4,000 円	
	6 年	6,500 円	5,000 円	5,500 円	4,000 円	
	特別保育料	特別保育時（朝 7：30 からの一日保育）			1 日あたり	100 円
	”（提出期限後の申込み）			1 日あたり	900 円	
	延長保育料（午後 7 時以降お迎えの場合）			15 分あたり	500 円	

※兄弟上 ……兄弟が 2 人以上在籍する場合は、一番下の子以外が対象となります。

【例】共働き・3 人在籍 → 6 年生 5,500 円 4 年生 6,500 円 1 年生 11,000 円

※保育料には、おやつ代・教材費等が含まれています。

保育料の支払方法

- ◆ゆうちょ銀行からの自動引落としです。
- ◆引落日は毎月 5 日です。（土日祝日の場合は翌営業日）再振替は 15 日です。
- ◆引落とし手数料が 10 円かかります。
- ◆保育料の徴収時期は次のとおりです。
 - 当月分保育料・・・当月 5 日
 - 特別保育料・・・翌々月 5 日
 - 入所金・・・・・・4 月 5 日（途中入所の場合は入所月または翌月）
- ◆入所時・春夏冬休み後・新年度には引落とし通知書で金額をお知らせします。



学童に関すること

- ◆保育中に汗をかいたり、汚れたりすることもあります。着替えをご用意ください。
着替えや持ち物にはお名前を記入してください。
- ◆学童クラブごとにご用意いただくものがあります。(トイレトペーパーなど)
各学童クラブの指導員からお知らせがありますので、ご用意をお願いします。
- ◆学童クラブをお休みするときは、学童・学校の両方に連絡をしてください。
- ◆お迎えは、原則保護者が行ってください。子どもだけの帰宅は認めていません。
保育時間内(午後7時)にお迎えに来てください。
定期的に外部の方にお迎えを依頼する場合には、送迎依頼確認書を提出してください。
- ◆駐車場を利用する際は、一般の通行車両に迷惑をかけないようにお願いします。
- ◆一日保育や給食の無い日は、原則としてお弁当を持たせてください。
- ◆書類の提出期限は守ってください。
土曜日保育の申込みは前月の15日までとなります。(15日が休日の場合は前後します)
提出期限を過ぎた場合は、特別保育料1日100円が1日900円となります。



学校に関すること

- ◆学校に提出する家庭調査表に「学童クラブに通う」ことを記入してください。
- ◆学童クラブを休む場合は、学校にも連絡してください。
一斉下校の時は班長さんにも伝えてください。
- ◆一年生は、入学後しばらくの間、学童クラブから指導員が学校へお迎えに行きます。



緊急時（地震・風水害）における学童クラブの対応

1、緊急時について

- ① 緊急時とは災害や、大地震発生時、不審者等による事件が学童クラブ及び地域内で発生した時です。
- ② 緊急時の対応地域は飯能市全域です。

2、連絡方法について

緊急時の対応については可能な限り、メール・電話でご連絡いたしますが、停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますので、ご了承ください。

3、学童クラブの対応及び児童の登所について

緊急時は、保護者または代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。

緊急時の対応は学校によって異なる場合があります。学童クラブでは下表の通りとなります。

A 小学校へ登校後

小学校の対応	学童クラブの対応
一斉下校	10時30分から開所しています。下校時より保育します。
保護者の引き取りによる下校	閉所します。

B 小学校への登校前

小学校の対応	学童クラブの対応
登校時間の変更	前日までに分かっていて指導員対応ができる場合は、午前7時30分より対応します。 小学校の登校時間に合わせて、児童をクラブより学校へ送り出します。

C 小学校が休業になる場合（休校、長期休業等）

状況	学童クラブの対応
大雪、暴風等の 気象警報発令時	指導員が出勤でき安全に保育ができる場合は、別途連絡の上開所します。 交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が生じている場合があります。 登所前に学童クラブの状況を確認してください。
大地震発生時	安全が確認できるまで閉所します。
特別警報発令時 (重大事案発生時)	安全が確認できるまで閉所します。

D 学童クラブへ登所後

状況	学童クラブの対応
大地震発生時	保護者の速やかな引き取りによる帰宅となります。 大地震発生時は、状況により、各地域の避難所（小学校）に避難します。
特別警報発令時	速やかに命を守る行動を取ります。状況により各クラブに留め置き、 安全確認後に各地域の避難所に避難します。
不審者による事件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。

◆市内にて大規模災害が発生した場合は、児童の安全を確保するために、基本的に地区の小学校へ避難します。
保護者の方は避難先にて児童の引き取りをお願いします。

◆インフルエンザ等（新型インフルエンザ等を除く）による学級閉鎖の場合、発症していない児童について
原則7時30分からの受け入れをします。一日保育料（100円）がかかります。

◆避難場所一覧 第一避難場所にいない場合は第二にお回りください

第一 避難 場所	飯一小どろんこクラブ	飯能第一小学校
	飯一小あおぞらクラブ	
	飯一小にじいろクラブ	
	双柳たけの子クラブ	双柳小学校
	双柳きのこクラブ	
	原市場かたくりクラブ 原市場かたくりクラブ第2	原市場小学校
第二避難場所	各学童クラブ（安全確認後）	

1 学童保育賠償責任保険

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆認可保育所および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。
- ◆学童保育所ごとにお申込みください。

この保険の特長

この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等によって原因して保険期間中に生じた事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。（日本国外において発生した事故は補償されません）

- 被保険者が補償を受けることができる方は「学童保育所およびその役員、使用人等」となります。
- 被保険者に対して支払責任を負う損害賠償金

- ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じた協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を上限に保険金をお支払いします。
 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害

(施設賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(生産物賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）や学童保育業務の結果に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(1) 施設上の事故 (施設賠償責任保険)

学童保育所の設備の不備に起因して被る損害

例えば、スベリ台に頭が出ていて児童がケガをした。

例えば、戸や棚がたおれて児童がケガをした。

(2) 業務上の事故 (施設賠償責任保険)

学童保育業務として行われた保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば、ブランコや遊具の木に乱暴に乗っているのを見逃したため、転落してケガをした。

(3) 生産物の事故 (生産物賠償責任保険)

学童保育で提供した生産物や学童保育業務の結果によって生じた賠償損害

例えば、学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他人の胃腸障害に基づく賠償損害

※この保険契約と重複する保険契約や非済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や非済金が支払われていない場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や非済金を基づいて保険金をお支払いします。

※引いた残額に対して、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●管理財物補償 (管理下財物損害等担保特約条項)

被保険者が管理する他人の財物 (管理下財物) の損壊・紛失・盗取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害は対象となります。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物は対象となりません。

※貨幣、紙幣、有価証券・印紙、切手、証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・熊手、熊掌、印章、書籍、ひな人形その他これらに類するものは対象となりません。

※自動車の所有・使用・管理に起因する損害は対象となりません。

※管理下財物が、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する財物である場合は、対象となりません。

●人格権侵害補償 (人格権侵害等担保特約条項)

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示 (以下「不当行為」といいます) によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限ります。

※広告・宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する損害は対象となりません。

※第三者への経済的信用を毀損する行為 (いわゆる信用毀損) は対象となりません。

補償額

契約タイプ	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	免責金額※
特約タイプ	見童数 (1施設あたり)	見童数	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
大型タイプ	対人：1名2億円/1事故5億円 対物：1事故500万円 (保険期間通算5億円)	対人：1名2億円/1事故5億円 対物：1事故500万円 (保険期間通算500万円)	対人、対物とも 1事故につき10,000円
基本タイプ	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故200万円 (保険期間通算200万円)	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故200万円 (保険期間通算200万円)	対人、対物とも 1事故につき10,000円
上記共通	管理財物補償 1事故100万円 人格権侵害補償 1名50万円 1事故1,000万円 (保険期間通算1,000万円)	1事故につき10,000円 1事故につき10,000円	1事故につき10,000円 1事故につき10,000円

※免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

保険料 (1年間) ※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

契約タイプ	見童数 (1施設あたり)	保険料
大型タイプ	見童数 10名まで 見童数 50名まで 見童数 100名まで 見童数 200名まで	6,500円 8,200円 9,220円 10,500円
基本タイプ	見童数 10名まで 見童数 50名まで 見童数 100名まで 見童数 200名まで	5,500円 6,850円 7,600円 8,500円

※見童数はお出しになる時点で把握可能な最近の会計年度 (1年間) における確定した平均修習児童数でのご加入ください。平均修習児童数の算出は、2018年11月～2019年3月の期間の毎月1日時点における児童数の算出数 (12ヶ月で算出してください)。新設学童保育所の場合は児童数がお不足する場合があります。保険期間の途中で児童数が増加した場合でも追加保険料のお支払いは不要となります。(3. 学童保育児童数報告書提出日については、増加人数分の保険料追加が必要となりますのでご注意ください。) また、登録児童数が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。なお、ご申請いただいた数字に基づいて平均修習児童数が把握可能な最近の会計年度の平均修習児童数に不足していた場合は、申請された数字に基づいて保険料と実際の数字に基づいて保険料の割合により保険金が削減される場合がございますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合はP.3をご参照ください。

MEMO



提出していただく書類 児童 1 人につき 1～7 までの 1 セットが必要です

1. 入所申請書
2. 就労証明書（父母各 1 枚） 兄弟が入所する場合には就労証明書は父母各 1 部の提出で結構です。
3. 同意書
4. 児童調査書（裏表記入）
5. 緊急災害時児童引き取りカード
6. 春休み・4 月の土曜日出欠アンケート

春休み、土曜日出欠アンケートに○で提出した日には特別保育料が加算されます。
できる限り正確をお願いします。

7. 自動払込利用申込書（初回保育料引き落としは 4 月 5 日です）

郵便局の「自動払込利用申込書」は訂正する場合、2 本線を引き訂正印（届出印）を押していただくか、
新たに書き直してください。修正液・修正テープは使えません。

書類の提出が期限を過ぎた場合、4 月の保育料の引落しができない場合があります。

8. その他の書類(保育料減額申請書・申立書)

「減額申請書」一人親家庭の場合は住民票を添付してください。

兄弟減額の申請の場合には、対象になる上の子ども 1 人につき 1 枚提出してください。（住民票は不要）

「申立書」休職中、介護中、就学中など就労以外の場合に記入し、提出してください。

尚、「申立書」は 3 ヶ月を期限とし、継続される場合には再提出していただきます。（就学は不要）

<注意事項>

- ① 書類提出後に不備のために差し戻しをする場合があります。
特に就労証明書は会社を書いていただくため、時間がかかります。期限に間に合わなければ、
就労証明書以外の入所書類を期限内に提出していただき、就労証明書は別途提出をお願いします。
- ② 途中入所も可能です。入所を希望する月の前月 15 日までに必要書類の提出をお願いします。

<書類提出方法> 提出日時 2月15日(土)・22日(土) 10時～17時

書類は各学童クラブに持参してください。上記以外平日にも受け付けますが、その場で記載事項を確認しますので、上記の日程でご協力ください。尚、平日に各学童に持参する場合には、保育時間を避けて午前中をお願いします。午前中、職員は会議や研修で留守になる場合があります。前もってご連絡をいただければ、都合を合わせることができますのでよろしくお願いいたします。学童の雰囲気を見ていただくためにも、ぜひお子さんと一緒にお越しください。

最終締め切りは2月22日(土)です。